

かごしまの食，農業及び農村に関する年次報告書
概 要 版

平成23年9月
鹿児島県

目 次

特 集 編	I 家畜伝染病(口蹄疫, 高病原性鳥インフルエンザ)の 発生と今後の取組	1
	II 食の安心・安全の確保に向けて (「鹿児島県食の安心・安全推進条例」の制定)	4
	III 鳥獣被害対策の推進に向けて	7
トピックス編	1 新幹線全線開業を活かした農畜産物のPR	10
	2 青年農業者の育成への取組	11
	3 21世紀における農業試験研究体制のあり方検討	11
	4 明日を開く農業技術の開発	12
	5 新規需要米等の生産動向	13
	6 水土里サークル活動の推進	13
	7 新たな酪農・肉用牛生産近代化計画	14
	8 かごしまの“食”交流推進計画(第2次)	15
	9 農業災害への対応	16
	10 東日本大震災による本県農業への影響等	17
第 1	かごしまの食, 農業及び農村の動向	18
第 2	かごしまの食, 農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果	21

1 発生状況と対応

(1) 口蹄疫

【発生状況】

- 平成22年4月20日，宮崎県児湯郡都農町で国内では10年ぶりに口蹄疫を確認
- その後，児湯郡を中心として，えびの市・都城市など宮崎県の11市町で292例発生し，約21万2千頭が殺処分
- 5月22日から国内初となる口蹄疫ワクチン接種が行われ，合計約28万9千頭の家畜が殺処分



【本県の対応】

- 県対策本部の設置等
 - ・ 県対策本部の設置(4月27日)
 - ・ 県防疫対策会議の開催(4月20日から5回)
- 聞き取り調査及び緊急消毒
 - ・ 約14,000戸の農家に家畜の健康確認検査を実施(4月)
 - ・ 県内の偶蹄類飼養全農家に消毒薬を配布(5月)
- 制限区域の設置
 - ・ えびの市の発生(4月28日)に伴い始良・伊佐・北薩地域の各々一部に移動・搬出制限区域を設定(6月4日午前0時解除)
 - ・ 都城市での発生(6月9日)では，曾於市の一部に搬出制限区域を設定(7月2日午前0時解除)
- 消毒ポイントの設置
 - ・ えびの市の発生後，直ちに県境付近に7ヶ所設置
 - ・ 都城市での発生後，増設・移設するなど防疫体制を強化
- 国への要請
 - ・ 感染拡大阻止，農家の経営支援等について要請
- 防疫対策の強化
 - ・ 全戸消毒などの防疫対策を実施
- 経営安定対策の実施
 - ・ せり市の開催中止や移動制限などの出荷制限により影響を受けた農家への損失補てん等を実施
- 種雄牛等の分散
 - ・ 種雄牛，系統豚を喜界町や屋久島町，農業大学校などに分散
- 宮崎県への家畜防疫員の派遣
 - ・ えびの市の清浄性確認検査に家畜保健衛生所の獣医師10名を派遣
 - ・ 川南及び都農町の防疫班サブリーダーとして殺処分等に獣医師5名を派遣

(2) 高病原性鳥インフルエンザ

【発生状況】

- 平成22年11月から翌年3月にかけて，全国各地で鶏や野鳥にH5N1亜型高病原性鳥インフルエンザを確認
- 平成22年12月21日に，出水平野のナベツルから，H5N1亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認
- 平成23年1月26日に出水市高尾野町の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザの発生を確認



【本県の対応】

- 県対策本部の設置等
 - ・ 県対策本部の設置（12月21日）
 - ・ 県防疫対策会議の開催（3回）
- 防疫対応
 - ・ 1月26日午前2時15分，H5亜型の確定を受け，殺処分等を実施し，同日23時10分に防疫措置完了（290名投入）
 - ・ 発生当日から消毒ポイントを設置し，移動制限解除までの21日間に延べ5,096人を動員し，14,134台の車両を動力噴霧器により消毒
 - ・ 2月7・8日に132農場で清浄性確認検査を実施し，異常のないことを確認
- 制限区域等
 - ・ 1月26日に半径10kmの区域を移動制限区域に設定
 - ・ 発生状況確認検査等を踏まえ，段階的に移動制限区域を縮小し，2月17日午前0時に解除
- 制限の例外措置
 - ・ 移動制限区域内における採卵鶏農場の清浄性が確認された1月31日にGPセンターへの家きん卵の移動の例外措置を許可
 - ・ 2月1日に搬出制限区域内から搬出制限区域外の食鳥処理場へ搬入する家きんの移動の例外措置を許可
- 鹿児島県疫学調査チーム
 - ・ 感染原因や経路究明のための疫学調査チームを設置し，ネズミの関与を示唆
- 緊急消毒及び全戸立入
 - ・ 県内全家きん飼養農家（約1,000戸）へ消石灰等配布するとともに，立入検査等を実施
- 緊急的な防疫対策の実施
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための防疫対策の強化を実施
- 農家の経営支援対策
 - ・ 移動制限により影響を受けた農家に対し，売上減少額等の助成を実施

(3) 近隣諸国の発生状況

【口蹄疫】

- 韓国をはじめロシア，モンゴル，中国，北朝鮮，台湾等で発生が継続

【高病原性鳥インフルエンザ】

- 韓国をはじめ東南アジアのほとんどの国で発生
- 今回の日本での発生では，渡り鳥のシベリア等の北方営巣地でウイルスが定着しているのではないかと考えられ，来シーズンも同様に発生する恐れ

2 今後の取組（本県）

平時の対応

- 地域における衛生・防疫体制の整備
 - ・毎月29日（2月は9日）の「かごしま畜産の日」を県内一斉消毒の日と定め，衛生意識の高揚を促進
 - ・農場衛生環境コンクール開催による防疫レベルの維持向上
 - ・地域ぐるみの集団的な消毒体制の整備・強化
- 県有種畜管理施設の防疫レベルの強化
 - ・畜産試験場や肉用牛改良研究所において，既設の防鳥ネットや牧柵に加え，職員・外来者のためのエアシャワー等の防疫施設を整備
- 侵入防止対策の取組
 - ・ゴルフ場や観光・ホテル業の業界団体に対し，発生地域等からの来訪者の靴底消毒の実施などについて協力要請

万一の発生に備えた対応

- 本県独自の防疫対策マニュアルの周知
 - ・昨年度，作成・公表した口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの防疫マニュアルを地域の防疫対策会議等を開催し，関係者に周知
- 防疫実演の実施
 - ・防疫対策マニュアルを活用し，関係者の防疫作業への習熟と相互の連携強化のため，防疫演習を実施し，さらなる初動防疫体制を強化
- 防疫資材の備蓄
 - ・（社）鹿児島県建設業協会など4団体と協定を締結し，防疫業務が迅速かつ的確に実施できる協力体制を既に整備
 - ・薩摩・大隅半島それぞれに初動防疫に必要な防疫資材の備蓄を今年度拡充する予定

【参考】

- 国における国内侵入防止対策の取組
 - ・空港・港における広報・周知や靴底消毒，手荷物検査など動物検疫を強化
 - ・家畜伝染病予防法改正による家畜貿易観の権限強化と，入国者に対する質問や検査，消毒などの実施

1 鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年12月24日公布）の概要

（1）条例の目的

- ① 県民の健康の保護
- ② 食品等に対する県民の信頼の確保
- ③ 安全な食品等の生産及び供給

（2）基本理念

- ① 県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置を講じること
- ② 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県、生産者、食品関連事業者及び県民が、それぞれの立場に応じた責務と役割を果たすこと
- ③ 県、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者が、情報の共有及び相互理解に基づき、一体となって連携し協力すること

（3）条例で位置付けた責務と役割

○県の責務

- ・食の安心・安全の確保に関する施策の総合的かつ計画的に推進すること

○生産者及び食品関連事業者の責務

- ・自らが食品等の安全性の確保について、第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安心・安全の確保に必要な措置を主体的かつ適切に講ずること
- ・県が推進する食の安心・安全の確保に関する施策に協力すること

○県民の役割

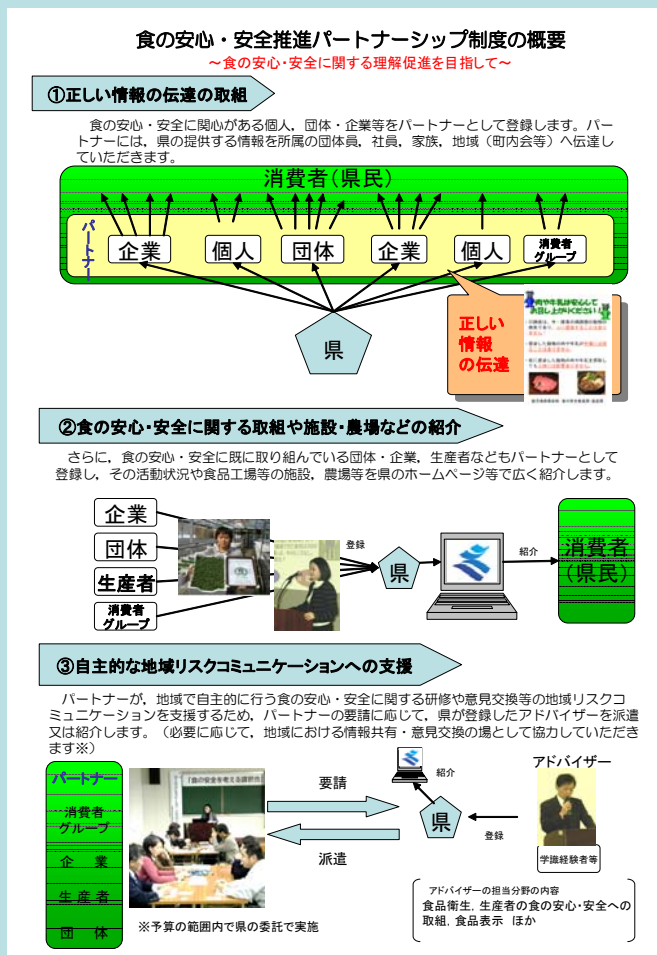
- ・食の安心・安全の確保に関する知識及び理解を深めるとともに、食品等の消費に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすことのないよう、適切な行動に努めること
- ・県が推進する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすこと
- ・県が推進する施策に協力するよう努めること



(4) 条例で位置付けた主な内容

①情報の提供

食の安心・安全の確保の推進を担う人材を育成するため、「鹿児島県食の安心・安全推進パートナーシップ制度」を創設

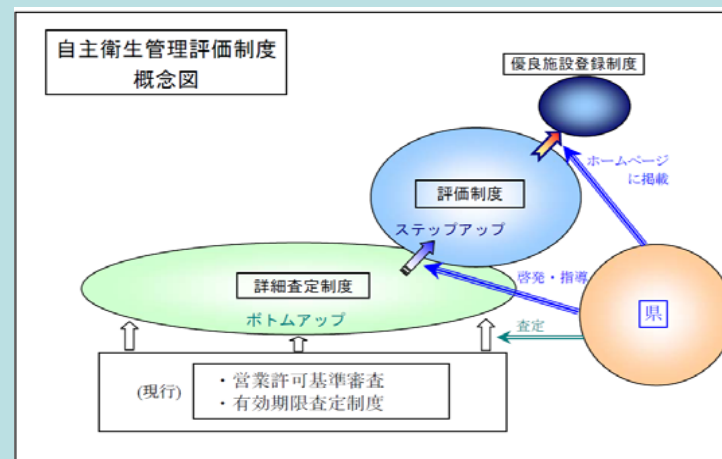


②リスクコミュニケーションの推進

生産者や食品関連事業者、消費者、その他関係者間で食品の安全性や危険性について情報や意見を交換し、共有し、相互に理解を深めていくリスクコミュニケーションを積極的に推進

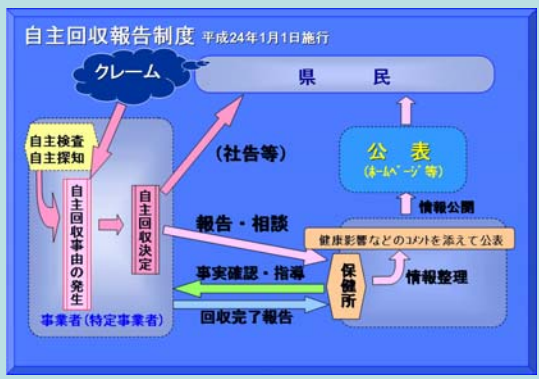
③生産者及び食品関係事業者の自主的な取組の促進

- ・全国に先駆けて取り入れた「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP)」の普及・拡大
- ・食品関連事業者における食品の自主的な衛生管理を適切に実施する取組を促進するため「自主衛生管理評価制度」の仕組みづくりを検討



④自主回収報告制度

生産者及び食品関連事業者が食品を自主回収したときに、県へ報告し、県がその情報を広く県民に周知する仕組みを新たに制度化（平成24年1月1日運用開始）



⑤県食の安心・安全推進委員会の設置

食の安心・安全の確保の推進に資するため、生産者、食品関連事業者、消費者、学識経験者から構成される「鹿児島県食の安心・安全推進委員会」を設置

2 鹿児島県食の安心・安全基本計画の策定

- ・平成23年3月末に平成27年度までの5カ年間を計画期間とする「県食の安心・安全基本計画」を策定
 - ・基本計画の概要
 - ①安心・安全な食品等の生産及び供給
 - ②食品等に対する県民の信頼の確保
 - ③食の安心・安全の確保に向けた推進体制の整備
- を3つの柱に、これまでの施策の充実・強化とリスクコミュニケーションの推進など情報の共有化と信頼関係構築に向けた新たな施策を総合的かつ計画的に推進



3 県民全体で取り組む食の安心・安全

本県は、良質で豊富な農林水産物をはじめとする全国に誇れる本物の素材に恵まれ、これらを活用した食品関連産業が盛んであり、生産者等と消費者がいわば隣り合わせの関係にあるという特色を持っていることから、県、生産者、食品関連事業者及び県民一人ひとりが、食の重要性を十分に自覚し、環境の保全にも配慮しながら、知恵を出し合い、食の安心・安全の確保に関するそれぞれの責務と役割を協働して果たすことが重要

1 鳥獣被害の背景

- 鳥獣被害は、以下の要因で拡大傾向
 - ①農村の過疎化・高齢化の進行による里山利用の低下，耕作放棄地の発生によるエサ場や隠れ場の増加
 - ②狩猟者の減少や高齢化
- 野生鳥獣は十分なエサが確保できれば，繁殖率が向上し，生息頭数が増加

2 鳥獣被害の現状

全 国

- ・ここ数年の農作物被害額は約200億円で推移
- ・イノシシ，シカ，サルの被害が全体の7割
- ・鳥獣被害は，農作物の減収のみでなく，農業者の営農意欲の減退など，農業にとって深刻な問題
- ・また，一部の鳥獣による人身への被害も報告されるなど社会問題化

本 県

- ・ここ10年間の農作物被害額では，平成14年度の12億円が最大
- ・その後，4億円程度で推移していたが，近年，やや増加傾向
- ・全国同様，イノシシ，シカ，サルによる被害が6～7割
- ・地域別では，北薩や熊毛の被害額が多く，また，北薩，姶良・伊佐ではイノシシとシカ，熊毛はシカとサル，その他の地域はイノシシによる被害が多いのが特徴



餌付けザルと農作物を加害するサル

- ・初産年齢：4～5歳程度
- ・出産間隔：毎年出産
- ・赤ん坊の死亡率：20%以下

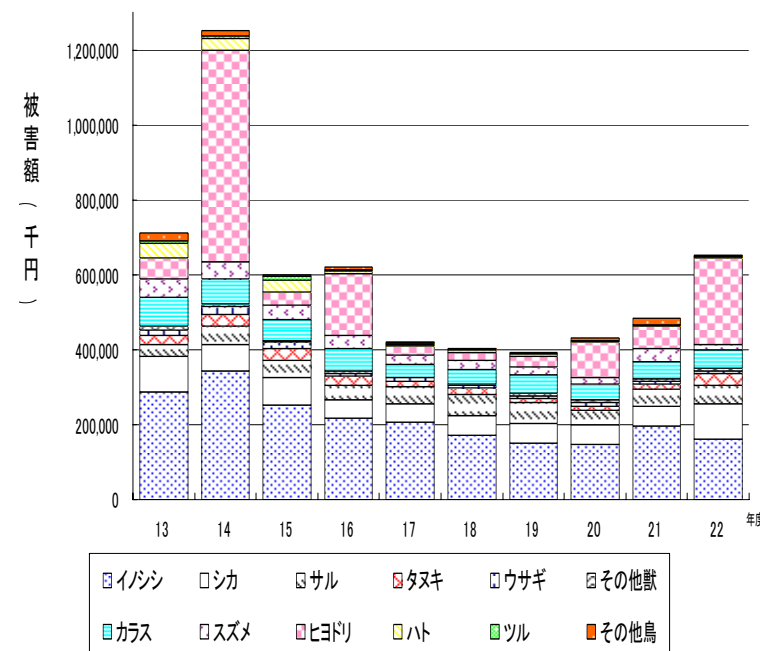


山のサル

- ・初産年齢：7～8歳程度
- ・出産間隔：2～3年
- ・赤ん坊の死亡率：30～50%程度

山のサルと加害ザルの繁殖の違い

鳥獣による農作物被害額の推移（本県）



3 鳥獣被害対策の取組

(1) 国の取組

- 鳥獣被害防止特別措置法に基づく支援
 - ・平成20年2月に「鳥獣被害防止特別措置法」が施行
 - ・市町村鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策が円滑に実施されるよう、地方交付税の拡充、補助事業による支援など、財政上の支援を措置
- 具体的な支援措置
 - ・「野生鳥獣被害防止マニュアル」の作成
 - ・「農作物野生鳥獣対策アドバイザー」の登録・紹介
 - ・鳥獣被害防止総合対策交付金に緊急対策枠を創設し、被害防止対策の体制整備や侵入防止柵の設置等被害対策の充実(平成23年度)

地域ぐるみの鳥獣被害対策



(2) 県の取組

- 地域ぐるみの総合的な対策を以下の3つの柱で推進
 - ・集落環境を整備する
 - ・侵入を防止する
 - ・侵入個体数を減らす
- 具体的にはパンフレットや研修会等を通じた被害防止対策の普及啓発、被害対策を指導できる人材の育成、侵入防止柵の整備などを推進
- また、36市町村が「市町村鳥獣被害防止計画」を策定し、被害防止対策協議会が中心となって、農業者等と一体となった取組を推進

本県における鳥獣被害防止対策

【対策の3つの柱】

1 集落環境を整備する(寄せ付けない)

- ・集落点検・学習会
- ・集落周辺の環境整備・維持
(えさ場、耕作放棄地、藪等の解消)
- ・追い払い活動・被害を受けにくい作物の導入

2 侵入を防止する

- ・侵入防止柵等の設置・維持管理
- ・緩衝帯や里山等の管理

3 侵入個体数を減らす

- ・自衛手段として農地周辺での捕獲
- ・有害鳥獣捕獲の実施

【国・県の施策】

- ・鳥獣被害対策指導者の養成
- ・技術現地研修会の開催
- ・普及啓発資料作成・配布
- ・鳥獣被害防止集落指導員の設置(県各地7箇所)
- ・鳥獣被害防止施設等の整備
(電気柵、金網柵、防鳥ネットの整備)
- ・わな猟免許取得の促進
- ・捕獲推進支援(箱わなの貸与)

集落環境を整備する

○野生鳥獣にとって魅力のない集落づくりを進めるため、放置された作物残渣の撤去や野生鳥獣の追い払いなどの活動を集落ぐるみで継続的に実施できる体制づくりを推進

○具体的には以下の取組を実施
・鳥獣被害対策を地域で指導できる人材の育成
・平成23年度に、地域振興局・支庁に7名の鳥獣被害対策集落指導員を配置し、集落座談会や現地で対策等の助言・指導



集落の話し合い

侵入を防止する

○被害発生の要因を把握し、獣種や加害レベル、地形などに合わせた適切な侵入防止柵の設置を推進

○イノシシ、シカ、サルでは電気柵や金網柵、鳥類では防鳥ネットが効果的

○野生鳥獣が侵入する山間部と集落の間に牛を放牧するなどの緩衝帯を設置し、侵入を防止する新たな取組も実施



イノシシでは視覚を遮るトタン板を使った柵も効果あり



耕作放棄地に牛を放牧し緩衝帯とする取組

侵入個体数を減らす

○市町村が行う有害鳥獣捕獲等の推進

○箱わな70基を19市町村に貸し出し

○わな猟免許取得に係る経費の助成や捕獲技術の習得支援を実施



箱わなの貸し出し

トピックス編

1 九州新幹線全線開業を活かした農畜産物のPR

(1) かごしまの食の魅力発信

- 平成22年10月から翌年2月の間、関西など沿線主要都市で「かごしまー直線」と銘打ったプレイベントを、平成23年1月から3月にかけて、山陽・九州新幹線「さくら」の始発駅となる関西地区や北部九州地区で、「鹿児島フェア」など「鹿児島さくらWeek」と銘打ったイベントを実施
- さらに、県産農畜産物等を活用した駅弁コンテスト(H22.11)やJR九州オリジナルペーパーメディア(Please)での「かごしまブランド産品」の紹介等(H23.1)を実施

【九州新幹線全線開業に伴う主なPR・販売促進活動】

- 東京(東武百貨店レストラン街:H23.2)
「リンゴ&さつまいもコラボスイーツフェア」(青森県とのコラボ企画)
 - ・りんごとさつまいもを使ったスイーツ
 - ・鹿児島黒牛のメニュー
- 大阪(イオンモール堺北花田プラウ:H22.10)
「つなグッド! 青森・鹿児島」
東北・九州新幹線全線開業共同キャンペーン
「青森・鹿児島合同フェア」
 - ・県産農林水産物の販売
 - ・青森・鹿児島両県知事トップセールス など
- 九州(イオンモール筑紫野店ほか:H23.3)
イオン九州「鹿児島うまいものフェア」
 - ・県産農林水産物の販売
 - ・知事、県経済連会長 トップセールスなど



(2) 鹿児島県産茶葉100%使用「茶くら全線」の発売

- 鹿児島県産茶葉を100%使用した500mlペットボトル製品「茶くら全線」を九州新幹線全線開業を記念し、株式会社伊藤園が発売
- 茶の販売環境が厳しい中、かごしま茶の販売拡大を図る

■「茶くら前線」

- ・鹿児島県産茶葉を低温でじっくり抽出、さわやかな香りとほんのりと甘みを感じられる軽い味わいの緑茶飲料
- ・春らしいパッケージと桜前線にかけたネーミングで新幹線全線開業を盛り上げた



(3) 「黒さつま鶏」の先行出荷

- 本年8月から本格出荷されている「黒さつま鶏」については、九州新幹線全線開業に合わせて、本年2月から8月までの間に約9,000羽を先行出荷
- 「黒さつま鶏」のPR活動と関係者の気運醸成を図る

■「黒さつま鶏」

- ・肉質はうま味成分のアミノ酸を多く含むため、甘みにも似た滋味があり、地鶏としては脂の乗りが良くジューシーさがあるのが特徴
- ・増体が良く、年に3回転以上の出荷が可能、また強健性が高く、出荷までに損失するヒナが少ないなど、その経済性も注目



トピックス編

2 青年農業者の育成への取組

- 青年農業者が抱えている様々な課題を自ら解決する能力を向上させるプロジェクト活動を基本に、将来の地域農業・農村のリーダーを育成
- 地域農業振興の中核者となりうる青年を「青年農業士」として認定(H22:15名)

- 経営感覚に優れた青年農業者の育成
・プロジェクト活動やリーダー研修会など各地区の農業青年クラブの取組を支援
・プロジェクト活動を基本に、成長段階に応じた講座制研修を開催し、農業経営に必要な知識等の習得を支援
・青年農業士をこれまで1,278名認定



- 青年農業者会議でのプロジェクト発表
・プロジェクト活動の成果を発表・交換し、課題解決方法や経営の発展方向を検討する場として、地域や県で「青年農業者会議」を開催、プロジェクト活動でも優れた成果

第50回全国青年農業者会議プロジェクト発表の部(畜産部門)で「農林水産省経営局長賞」を受賞

○受賞者 九州・沖縄地区代表

窪田 愛恵さん(志布志市有明町)



- 現地就農トレーナーによる助言指導
・先進的な農業経営を実践している農業者を「指導農業士」として認定し、「現地就農トレーナー」と位置づけ
・現地就農トレーナーが青年農業者等に対して豊富な経験や高い技術力を通じた生産技術、農業経営者としての理念等のきめ細やかな助言・指導を実施

3 21世紀における農業試験研究体制のあり方検討

- 時代の要請に的確に応えられる試験研究体制のあり方について検討委員会を開催
- 今年度は、大隅地域の農産物の加工技術等に関する試験研究等のあり方を検討する大隅農業・加工技術研究プロジェクトを実施

- 21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会の開催
・農業者代表や学識経験者等12名からなる「21世紀における農業試験研究体制あり方検討委員会」を設置
・今後の試験研究体制のあり方や整備の方向性等について検討し、平成22年12月17日に提言

【提言の主な内容】

- ・基礎的・共通的研究や県内各地で広く栽培されている品目の研究部署は、基本的に吹上・金峰地区などに集約し、研究の効率化、高度化、総合化を進める。
- ・薩摩・大隅の両半島や多くの離島など地域により農業形態が大きく異なるため、地域の実情や農業者のニーズに的確に対応した研究を行える体制等を確保する。
- ・研究部署を集約する時には、現在の研究部署周辺の地域や産地への影響等に留意し、現地試験の実施などによる研究施設移転後の農業者へ配慮する。



- 大隅農業・加工技術研究プロジェクトの実施
・食料供給基地として発展が期待される大隅地域の高付加価値型農業への展開などについて、全国レベルの食品企業の専門家や地元の農業法人等から意見を収集
・大隅地域における農産物の加工技術等に関する試験研究や支援体制のあり方について、専門家や地元関係者などからなる検討委員会を設置し、検討

トピックス編

4 明日を開く農業技術の開発

○ 本県の気象・地球温暖化に適応した 秋スプレーギク品種「モゼビューティ」

【課題】

本県の気象条件に適応し、地球温暖化に伴う高温期においても安定して生産ができるスプレーギク品種の育成

【成果等】

- ・秋スプレーギク品種「モゼビューティ」を育成
- ・花卉は二重、花色は薄い桃色で、開花揃いが良く、草丈伸長性に優れ、高温期に母株を増殖させやすい特性を有する
- ・種苗法に基づく育成者権を県が有し、県内農家のみに栽培を許諾



○ 地球温暖化に適応した 赤色ブドウ品種「クイーンニーナ」

【課題】

高温期でも着色が優れる赤色品種「クイーンニーナ」の品種特性の解明

【成果等】

- ・果粒・果房の大きさ・収量が「ピオーネ」と同程度
- ・着色と糖度が「安芸クイーン」よりも優れ、食味が良い
- ・本県に適した赤色品種であると判明

「クイーンニーナ」は(独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所で育成された品種



○ ソラマメ用の畦立・土壌消毒・二層マルチ被覆を 同時に行う作業機の開発

【課題】

ソラマメ栽培における畦立・土壌消毒時にガス拡散防止のために被覆する黒ポリマルチから、播種前に昇温抑制マルチへ張り替えに要する労力の軽減

【成果等】

- ・畦立・土壌消毒、黒ポリマルチ被覆と昇温抑制マルチ被覆を同時に行う「畦立・土壌消毒・二層マルチ工程作業機」を開発
- ・慣行作業に比べ約8割の労力軽減を図ることができ、作業効率が向上



○ 飼料用トウモロコシの不耕起栽培技術

【課題】

飼料用トウモロコシの二期作栽培における二期作目の生育期間の確保に向け、省力・短時間での播種が可能な不耕起播種機を利用した不耕起栽培技術の検討

【成果等】

- ・不耕起播種機による播種作業は、従来より、作業時間が約70%短縮(10a当たり35分が10分に短縮)
- ・根系の形態が表層に集中し、水平方向に発達するため耕起栽培に比べ倒れにくい
- ・収穫量も耕起栽培と同程度

5 新規需要米等の生産動向

- 県内の地場産業（畜産業や焼酎産業など）と密接に結びついた、新規需要米（飼料用稲や米粉用米）や加工用米（焼酎麴用米等）の需要に応じた生産を積極的に推進
- 平成22年産の作付面積は、飼料用稲824ha、焼酎麴用米294haで、前年産より拡大

本県における新規需要米等の取組状況

(単位: ha)

区 分	H19	H20	H21	H22
新規需要米	131	282	324	841
飼料用稲	131	282	313	824
WCS用稲	131	276	297	700
飼料用米	—	6	16	124
米粉用米	—	—	11	17
加工用米	24	26	103	338
焼酎麴用米	11	13	89	294
その他	13	13	14	44

(資料) 鹿児島農政事務所認定計画面積と県水田協議会調べ

(注) 焼酎麴用米の面積には、生産調整として認定されていない、県水田協議会が把握した面積を含む。

- 飼料用稲(WCS用稲、飼料用米)の生産に向けた取組
輸入飼料への依存体質から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産を確立するため、県では以下の取組を実施
 - ・多収性品種の作付推進
 - ・ほ場の団地化や異品種混入の防止対策の徹底
 - ・生産・利用に向けた検討会等の開催
 - ・耕種農家と畜産農家との連携

- 焼酎麴用米の生産に向けた取組
事故米穀の発生事案等を契機に、県内の焼酎業者の県産米に対する需要の高まりを受け、県では以下の取組を実施
 - ・実需者の需要の意向把握や実需者等の情報提供
 - ・農業者戸別所得補償を活用した取組の推進
 - ・実需者とのマッチングの推進

6 水土里^{みどり}サークル活動の推進

- 水土里サークル活動（農地・水・環境保全向上対策）により、耕作放棄地の解消や学校教育との連携など創意と工夫による特色のある活動が各地区で展開
- 平成23年度から「農地・水保全管理支払交付金」に変更

- これまでの制度・活動

- ・平成19年度から農地・水・環境保全向上対策(本県での愛称は「水土里サークル活動」)が導入
- ・県では、共生・協働の地域社会づくりの一環として地域の保全活動を支援
- ・平成22年度時点では、県内529地区(取組面積約3万ha)において、耕作放棄地の解消や学校教育との連携など創意と工夫による特色のある活動が各地区で展開

水土里サークル活動 活動事例

耕作放棄地解消に向けた活動



学校教育との連携



- 平成23年度からの制度改正

- ・国は農地・水・環境保全向上対策を農業者戸別所得補償制度の関連支払に位置付け、名称を「農地・水保全管理支払交付金」に変更
- ・改正点は、①水路や農道等の長寿命化のための補修・更新を行う「向上活動支援交付金」の追加、②国からの交付金は集落(活動組織)へ直接交付

7 新たな酪農・肉用牛生産近代化計画

- 平成32年度の望ましい酪農及び肉用牛生産の基本的な方向を示す「酪農・肉用牛生産近代化計画」を平成23年3月に策定

酪農及び肉用牛の生産振興を図るためのポイント

- ・消費者ニーズに対応した生産への転換
(需給に即した生乳生産、「鹿児島黒牛」の知名度向上と輸出量の拡大)
- ・家畜改良の推進
(生産性の向上・安心安全な畜産物の供給)
- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・耕畜連携による飼料用稲等の生産拡大と飼料自給率向上

新たな鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画

計画策定
H22年度

目標年度
H32年度

食料・農業・農村基本計画(H22年3月)

- 生産数量目標(H32年度;全国ベース)
生乳:800万t(795万t)
牛肉:52万t(52万t)
- 自給率
総合食料自給率(熱量ベース):50%(41%)
飼料自給率:38%(26%) ※()はH20年度

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(H22年7月)

10年後の平成32年度における望ましい酪農及び肉用牛生産の姿を見通した上で、その実現に向け関係者が一体となって積極的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしたもの
(根拠法令:酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律)

本県の酪農及び肉用牛生産の計画的な振興に向けた対応

1 経営安定対策の取組

- ・現行対策の積極的な活用
- ・所得補償制度については十分な議論を要請
- ・配合飼料価格安定制度への加入



2 消費者動向に対応した生産への転換

- ・消費者ニーズの変化に対応
- ・6次産業化の取組支援・支援組織の育成
- ・首都圏での「鹿児島黒牛」の知名度向上
- ・輸出量の拡大



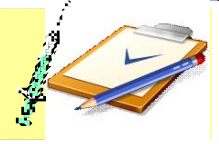
3 家畜改良の推進と新技術の開発・普及(生産性の向上)

- ・乳牛について、生涯生産性の向上
- ・種雄牛について、飼料利用性を含む的確な遺伝的能力の評価
- ・近交係数を高めない交配の推進、希少系統の再構築



4 家畜衛生対策

- ・危機管理体制の再点検と強化
- ・飼養衛生管理基準の遵守



5 加工・流通の合理化

- ・集乳の合理化
- ・家畜市場の再編整備
- ・食肉処理施設の機能強化



6 飼料自給率の向上(耕畜連携等)

- ・飼料用稲等の生産拡大、低・未利用資源の活用
- ・耕畜連携による資源循環
- ・飼料生産基盤の強化・耕作放棄地の活用



7 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

- ・堆肥の活用による自給飼料の生産(耕畜連携)
- ・家畜排せつ物のエネルギー利用



8 消費者の畜産に対する理解の確保

- ・産業動物獣医師の確保
- ・安全性の確保・適正表示
- ・食育等消費者の理解の確保



8 かごしまの“食”交流推進計画(第2次)

- 食育・地産地消に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「かごしまの“食”交流推進計画(第2次)」を平成23年3月に策定

【第2次計画の特徴】

- ・食育・地産地消に取り組んでいる企業や団体、ボランティア等の取組の輪を広げるための施策展開
- ・幅広い分野の業態の連携等による地産地消関連ビジネスの推進
- ・県民のライフステージに応じた生涯食育社会の構築

かごしまの“食”交流推進計画(第2次)の概要

めざす姿

地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現

推進目標

- ・「食生活指針」などに基づいた「かごしまの“食”」の理解促進
- ・県産農林水産物の活用促進による「かごしまの“食”」の普及・定着
- ・子どもたちをはじめとする県民のライフステージに応じた食育の推進

2次計画に基づく新たな取組

- ・かごしまの“食”活動表彰
- ・地産地消の応援団づくり
- ・直売所等を拠点とした食育の推進

方策と施策

- 豊かな食文化を生かした「食育」の推進
 - ・幼少期から食文化に触れることのできる「食育」の推進
 - ・かごしまの多様な食文化の発掘・継承・創造

- 農林水産業を生かした「食育」の推進
 - ・多様な農林水産業の体験活動等の展開
 - ・体験活動等を支援する体制の整備と活用促進

- すべての県民を対象とした幅広い「食育」の推進
 - ・家庭における「食育」に関する取組の支援
 - ・学校における「食育」の指導体制の充実
 - ・地域や職域等における「食育」の取組の支援
 - ・健全な食生活、食の安全等に関する情報発信

- 多彩な食文化と新鮮な農林水産物を生かした「地産地消」の推進
 - ・農林水産業への理解促進による県産農林水産物の消費拡大
 - ・地域食材や郷土料理を取り入れた学校給食の充実
 - ・農林水産物直売所など交流施設等の連携・機能の強化
 - ・「地産地消」に関する情報発信

- 「地産地消」関連ビジネスの推進
 - ・地産地消を支援・応援する取組主体の確保と活動への支援
 - ・幅広い分野の業態との連携による県産農林水産物の活用促進

9 農業災害への対応

(1) 奄美地方における集中豪雨災害への対応

- かぼちゃなど野菜の冠水・埋没、たんかん、すももなど果樹の枝折れ、畑の崩壊など約28億8千万円の農業被害が発生
- 被災農作物の回復・まき直し等の支援や、農地・農業用施設の復旧を支援

- 農作物の復旧状況
 - ・被災農家の一刻も早い経営安定を図るため、緊急を要する果樹の樹体回復や野菜の適期植え付けなどについて支援を実施
 - ・今後は国の事業等を活用し、たんかんやすもも等の新たな植え直しを推進

- 農地の復旧
 - ・復旧状況は、平成23年8月末現在、農地98.5%、道路・水路等の農業用施設80.7%
 - ・未完了地区については、現在復旧工事を実施しており、平成24年3月までに完了する予定

(2) 年末年始の豪雪による農業被害への対応

- 記録的な豪雪で、ビニールハウスの倒壊、果樹木や野菜の折損など約4億9千万円の農業被害が発生
- ビニールハウスの整備など園芸用施設等の復旧のための取組を支援

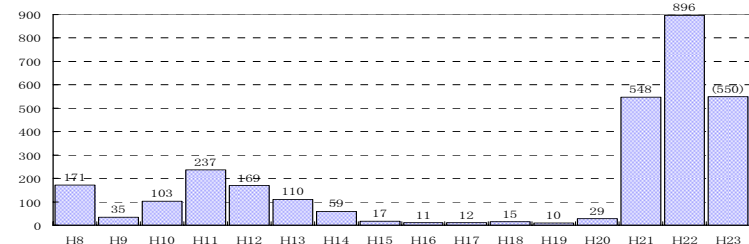
- 復旧支援の取組
 - ・被災農家の一刻も早い経営安定や産地の復興を図るため、野菜や果樹、花き等の園芸用施設や畜舎の復旧整備、果樹の樹体被害に伴う改植などについて支援を実施

(3) 火山活動に伴う農業被害への対応

- 桜島の平成22年爆発回数は観測開始以来最多
- 新燃岳は約300年ぶりの本格的なマグマ噴火
- 火山灰による被害防止・軽減のためのハウス施設、洗浄機などの整備を支援

【桜島】

- 活動の状況
 - ・平成22年の爆発回数は896回となり、現在も活発な活動を継続
- 県の対応
 - ・平成22年度は、野菜・果樹・花きのハウス、茶洗浄機械・施設などの整備を支援
 - ・平成23年度から県本土全域を対象に降灰被害防止・軽減対策を実施



桜島爆発回数の推移(H23は8月22日現在)

【霧島山新燃岳】

- 被害の状況
 - ・平成23年1月に約300年ぶりのマグマ噴火を起こし、霧島市、曾於市、志布志市では露地野菜、茶、飼料作物、ビニールハウス等に被害発生
- 県の対応
 - ・営農相談窓口の設置等による被害防止対策の周知・指導
 - ・国の緊急対策を活用した野菜・茶等の洗浄機の整備
 - ・県の緊急支援対策等を活用したトンネルハウスや茶、葉たばこの洗浄機の整備

10 東日本大震災による本県農業への影響等

- 花きについては、震災直後、関東以西への市場に入荷が集中し、キク類などを中心に単価が暴落
- 福島第一原発の事故による世界各国の輸出農産物等に対する規制を強化に伴い、県では国からの依頼を受け、産地証明書等を発行

○農畜産物の価格等の動向

【花き】

- ・震災直後の交通網の麻痺や東北市場の閉鎖等により、関東以西の市場への入荷が集中し、キク類などを中心に単価が暴落
- ・3月期出荷額は前年の6割程度に減少

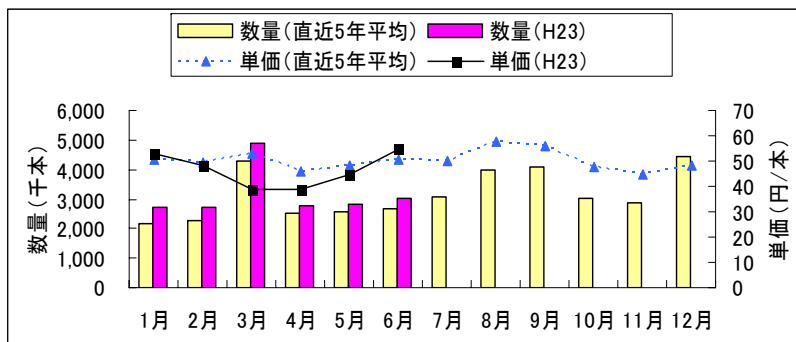
【野菜】

- ・4月に入ってから、加工業務用向けが多いキャベツやだいこん等において、業務需要の低迷による消費の落ち込み等で全国的に相場が低迷

【食肉】

- ・都心部を中心とした計画停電の実施に伴う外食需要の減少などにより食肉消費量が減少
- ・特に牛肉は、震災前(1～2月平均)に比べ震災後(3～7月平均)は約7割程度まで減少
- ・卸売価格は震災前と比べてほぼ同水準で推移

■(株)大田市場におけるスプレーギク取扱い実績



東日本大震災の発生

- ・平成23年3月11日午後2時46分に東北地方太平洋沖を震源にマグニチュード9.0の大地震が発生
- ・また、福島第一原子力発電所の事故も引き起こし、地震・津波被害に原子力災害が複合した未曾有の大災害となる

○農畜産物・加工食品の輸入国の規制状況と本県の対応

- ・世界各国・地域政府は、日本産農畜産物・加工食品・飼料について、福島県を中心とした近隣都県からの輸入停止や輸入品の放射性物質に関する検査証明の義務化など対応を強化
- ・平成23年3月27日からEU加盟国をはじめ、EFTA加盟国、シンガポール・韓国・マレーシア・タイ・ブラジルなどにおいては、日本で生産又は製造された食品等(水産物を除く)について、政府等が発行する産地証明書等の添付を義務化
- ・県では国の依頼を受け、本県で生産・加工された食品等に対して、産地証明書等の発行を実施

(平成23年8月末現在)

輸出先国	開始時期	農畜産物・加工食品	業者数	発給件数
EU諸国	3月27日	緑茶、焼酎、漬物、黒酢、本葛、乾しいたけ、切干大根、玄米キャンドー、黒糖、甘藷澱粉、野菜、いもけんぴ、納豆	22 業者	106 件
EFTA	4月21日	焼酎、漬物	2 業者	2 件
シンガポール	4月21日	牛肉、豚肉、野菜、柚子胡椒	11 業者	48 件
マレーシア	4月29日	そうめん、焼酎、納豆	13 業者	19 件
韓国	4月29日	焼酎、漬物、納豆、シロップ、香味食用油、甘藷澱粉、黒酢、クエン酸カルシウム、つわぶき水煮	19 業者	23 件
タイ	5月13日	本葛、焼酎、香味食用油、牛肉、漬物	14 業者	19 件
ブラジル	6月30日	焼酎	2 業者	4 件
計		21種類 (野菜:18品目)	83 業者	221 件

第1 かごしまの食、農業及び農村の動向

1 食の動向

○ 食料自給率

本県の食料自給率は、カロリーベースで95%（全国第8位）、生産額ベース241%（全国第2位）となった。

カロリーベースは、カロリー供給量の高いさつまいも等が増収したことにより、4ポイント増加、生産額ベースは畜産物の国内生産額を算出する際に控除される輸入飼料額の減少により国内生産額が増加したことなどで23ポイント増加。

・カロリーベースの食料自給率：(H20)91%→(H21)95%

・生産額ベースの食料自給率：(H20)218%→(H21)241%

○ 食育

「かごしま版食事バランスガイド」等の普及・活用の促進、地域の農林水産業や食の成り立ちを肌で感じることでできる食育支援体制の強化に取り組むとともに、子どもたちへの食育に携わる指導者等を対象とした「食と農の指導者研修」の実施、さらには朝食の欠食の多い20・30代を対象に企業の社員食堂等における食育活動を展開。

○ 地産地消

地域の農林水産物を供給する生産組織等の育成や、学校給食関係者をはじめ生産者や流通・外食・ホテル業等との連携、さらには地産地消サポーターの登録など地産地消の応援団づくりの展開など積極的に地産地消を推進。

県産農林水産物を積極的に活用し、消費者にその情報を提供している「かごしま地産地消推進店」も着実に増加。

・かごしま地産地消推進店：(H21)311店→(H22)423店→(H23.7)448店

○ 安心・安全な農畜産物の安定供給

エコファーマーは、野菜、茶、さとうきびなどを中心に227人の新規認定があり、前年より112人の増加。

生産者における安心・安全な農林水産物の生産に向けた取組を消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、GAP（農業生産工程管理）手法を全国に先駆けて導入した「かごしまの農林水産物認証制度」の認証を取得する生産者が増加。

・エコファーマーの認定数：(H22)4,428人

・かごしまの農林水産物認証制度の認証実績：(H21)49品目102団体・個人→(H22)53品目193団体・個人

第1 かごしまの食，農業及び農村の動向

2 農業の動向

- 担い手
平成22年度の新規就農者は320人で，平成13年以降10年連続300人台を確保。
認定農業者数は高齢化等により，前年度より109戸減少し，8,950戸となったものの，農業法人は22法人増加し，932法人となった。
- 農業産出額
本県の平成21年農業産出額は，前年より146億円減の4,005億円。
部門別では，耕種部門が茶（生葉）の生産量の減少や価格低迷等などから67億円減の1,623億円，畜産部門は，豚の価格下落等で63億円減の2,320億円となった。
- 「かごしまブランド」確立運動の展開
安心・安全で品質の良い農畜産物を安定的に出荷できる競争力の強い産地づくりと県産農畜産物のイメージアップを図るため「かごしまブランド」確立運動を展開。
平成23年5月にJAそお鹿児島県の「そお・かのやのスプレーグク」が花き部門では2例目となるブランド産地に指定され，平成23年5月末現在のかごしまブランド産地は16品目24産地。
新幹線全線開業に相まった各種イベントを活用したPRや本県ゆかりの著名人を「かごしま食のサポーター」として委嘱する等の県産農畜産物のPR・販売促進活動を展開。
- 農畜産物輸出
本県からは，牛肉がアメリカ，香港，シンガポール，タイ，マカオへ，豚肉が香港，シンガポールへ，茶がEU諸国へ，さつまいも，かぼちゃが香港へ輸出されており，平成22年度輸出額は約14億円で，前年度より約4億円の増。
引き続き，香港や台湾，シンガポール等アジア地域を中心とした県産農畜産物の輸出拡大に取り組む計画。
- バイオマスの利活用
家畜排せつ物や焼酎粕などのバイオマス資源を良質たい肥や飼料へ活用するとともに，エネルギーとして発電に高度利用するなどバイオマス資源の利活用を促進。
バイオマスタウン構想を策定した市町村は，15市町村（平成23年4月末現在）で全国第2位の策定市町村数。
今年度，国の「バイオマス活用推進計画（平成22年12月閣議決定）」を踏まえ，「鹿児島県バイオマス活用推進計画（仮称）」を策定する計画。

第1 かごしまの食，農業及び農村の動向

3 農村の動向

○ 共生・協働の農村づくり運動の推進

地域住民の自主的な話し合いを基本に，①農村集落の再生，②新たなむらづくりの形成，③むらづくりの維持・発展の取組を展開。

モデル的なむらづくり活動に取り組む農村集落に対する活動費の助成や他の模範となる活動地区の表彰，「むらおこし便り」の新聞連載を行うなど運動の普及・啓発を実施。

・平成22年度鹿児島県共生・協働のむらづくり表彰（知事賞）：上野地区（指宿市），現和地区（西之表市）

○ グリーン・ツーリズムの推進

平成22年5月に設立した県域組織の「かごしまグリーン・ツーリズム協議会」と連携し，農家民宿の開業に向けた研修会の開催や農作業体験等を取り入れた修学旅行の受入体制の充実等の推進。

・修学旅行における農山漁村体験学習の受入状況：(H21)17校4,080人→(H22)25校5,939人

○ 中山間地域の振興

平成22年度からスタートした中山間地域等直接支払制度（第3期対策）は，高齢農家が安心して参加できるようサポート体制を集落協定に位置付けるなど新たな仕組みが加わり，農道・水路等の維持管理や機械・農作業の共同化などの農業生産活動を展開。

平成22年度の協定締結面積は，7,412haと前年度より36ha増加。

○ 離島地域の振興

かごしまブランド産地に指定されている種子島のレザリーフファンや屋久島のたんかん，沖永良部のばれいしょのほか，種子島の安納いも，奄美地域のマンゴーやパッションフルーツなど亜熱帯性の温暖な気候などの特性を生かした産地育成を推進。

また，奄美市公設卸売市場を新たに整備するとともに，徳之島の家畜市場を統合したほか，農業用水の確保，ほ場整備等の生産基盤の整備を推進。

第2 かごしまの食，農業及び農村の振興に関して実施した施策及びその成果

■ 安全で安心な農畜産物の安定供給

- 農地・水・環境保全向上対策のうち，農業者ぐるみで化学肥料・化学合成農薬の使用を低減する先進的な営農活動については，4市町10地区において，水稻，さといも，マンゴーで245haの取組。
- 食品表示制度の適正化を推進するため，食品事業者等を対象とした講習会の開催(19回)や，メールマガジンによる情報の配信(平成22年度実績：13件)など食品表示制度の普及・啓発に努めるとともに，食品表示110番への対応(534件)や食品表示実態調査(223件)などの監視指導を実施。

■ 担い手確保・育成

- 集落営農等リーダー研修会や地域毎に集落営農塾等の研修会を開催するとともに，地域における合意形成活動を支援した結果，集落を単位とした地域の合意のもとで活動している集落営農は131組織，農作業受委託等を行う営農組織は534組織。
- パートナーシップ推進研修会の開催等により，家族経営協定の締結数が93戸増加して1,596戸。

■ 農地利用，基盤整備

- 国の耕作放棄地再生利用緊急対策の活用等による障害物除去や整地，土づくり，営農定着等の市町村における耕作放棄地の再生利用への取組を支援するとともに，耕作放棄地対策調査員による県内外の解消事例調査，解消推進資料の作成・配布等を行い，耕作放棄地の再生利用を促進。
- 生産性の高い農業生産基盤の整備を推進するため，生産基盤整備事業を115地区（ほ場整備279ha，畑地かんがい1,063ha）で実施。

■ 生産振興，販売・流通等

- 県で育成した良食味品種「あきほなみ」については，作付けの推進を行い，計画を上回る852haの栽培。
- 農商工等連携の取組を強化するため，関係機関・団体で構成する「農商工等連携推進会議」を設置するとともに，農林水産業分野や商工業分野に精通した連携相談員2名，連携コーディネーター1名を配置するなど推進体制を整備。

■ 生産性向上

- 規模拡大に伴う牛の発情観察を支援するため，人工授精の適期を予測できる歩数型発情発見システムを開発。
- 喜界町におけるアリモドキゾウムシの根絶事業を引き続き推進するため，喜界島南半分の3,700haを対象に誘殺剤による密度抑圧防除と不妊虫放飼を組み合わせた防除活動を展開するとともに，不妊虫を週に300万頭生産するために必要な機器類を整備。